

意見第1号

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

上記事件について別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年6月29日提出

飛騨市議会議長 住田清美様

提出者 産業常任委員会委員長
水上雅廣

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

森林環境譲与税は、我が国の温室効果ガスの排出を削減するとともに、災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設され、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとなっている。

しかしながら、森林環境譲与税は、総額の10分の5を私有林人工林面積、10分の3を人口、10分の2を林業就業者数で按分して譲与するとされていることから、森林面積が少ないにもかかわらず人口の多い都市部への配分額が過度に多くなることや、森林整備に使われず基金に積み立てられているなどの問題も指摘されており、早急な整備を必要とする地方自治体への適正な配分が行われず、防災上の観点からも、森林整備を促進する財源とされた趣旨を損なうことが懸念される。

よって、国においては、森林整備をより効果的に推進するため、広い森林を抱える地方自治体に対し、より手厚い配分がなされるよう、譲与基準の見直しを行うことを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月29日提出

飛 騨 市 議 会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、
経済産業大臣、農林水産大臣